

随意契約理由書

件名	東クリーンセンター計装用空気圧縮機他点検整備補修	
契約の相手方	株式会社 日立産機システム 関西支社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>ごみ焼却施設である東クリーンセンターは、年末年始を除いて24時間稼働し、安定かつ適正にごみを焼却処理している。</p> <p>計装用空気圧縮機は、ごみ焼却プラントの運転制御に必要な計装機器等に圧縮空気を供給するもので、プラントの運転制御に必要不可欠な重要機器であり、東クリーンセンターの仕様を満足するよう、日立製作所が独自に設計・制作したものである。</p> <p>本業務は、当該機器の点検及び部品交換による整備補修を行うものであり、点検や試運転調整に必要な技術的知見、部品の製作や交換等に必要な図面等は製造者しか知り得ないため、日立製作所よりメンテナンスを業務移管され、当該機器の構造や機能を熟知した上記相手方でなければ履行できない。</p> <p>以上の理由から、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	環境局事業部東クリーンセンター	(電話番号 452-4100)